

平成 28 年 8 月 2 日
国土交通省技術調査課

■ 特定調達品目「合板型枠」の調達実績等に関する調査について

- 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において特定調達品目となっている「合板型枠」については、現在、経過措置を設けているところ（別紙参照）
- 経過措置への対応について、今後の検討の参考とするため、現在、（一社）日本型枠工事業協会に依頼し、当該協会会員に対して調達実績等に関する調査を実施していただいているところ
 - ・ 調査項目：合板型枠の調達量、板面表示された合板型枠の調達量、板面表示されていない合板の在庫量、経過措置終了に対する意見、等
- 調査結果を踏まえ、今後、経過措置に対する対応を検討予定

■ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 (H28.2) (抄)
(※下線部が経過措置に関する部分)

コンクリート用型枠	合板型枠	【判断の基準】 ○型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
-----------	------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。
- ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
- イ. 認定・認証番号、認定団体名等
- なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。
- また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。
- 4 本項の判断の基準①および②の適用については、平成28年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考3の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。